

第24回匿名介護情報等の提供に関する専門委員会

日時 令和8年6月8日（月）

場所 Web開催

○事務局（大沢） では、これより会議を開始いたします。

YouTube配信を開始いたします。それでは、配信をお願いいたします。

これより、野口委員長に進行をお願いいたします。野口委員長、よろしくお願いいたします。

○野口委員長 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより第24回匿名介護情報等の提供に関する専門委員会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変御多忙の折御参加いただき、どうもありがとうございます。

委員の出欠状況について、まず事務局から御報告をよろしくお願いいたします。

○事務局（大沢） 老健局老人保健課の大沢でございます。

本日は御参加いただき、誠にありがとうございます。

齋藤委員ですけれども、現在出席しておりませんけれども、遅れて出席されるとお伺いしておりますので、これから開始したいと思います。

本日は公開の議題がございまして、YouTube上でのライブ配信を行っております。申出の個別審査は非公開の議題となりますので、審査の前にYouTubeのライブ配信を終了いたします。あらかじめ御了承願います。

なお、本会議ではアーカイブ配信はいたしませんので、会議開催時間帯のみの視聴が可能となっております。

議事録作成のため、事務局にて録音をさせていただいておりますので、御了承をお願いいたします。議事録作成後に録音ファイルは消去いたします。

YouTube配信を御視聴の方におかれましては、配信画面あるいは内容を許可なく他のウェブサイトや著作物等へ転載することが禁止されておりますので、御留意いただきますようお願いいたします。

続きまして、本日の資料の確認をいたします。議事次第のファイルをお開きください。本日の議事と資料一覧が記載されております。資料はお手元にございますでしょうか。

本日の資料を画面に表示して御説明いたしますが、適宜事務局から送付しております資

料もお手元で御参照いただければと存じます。

御不明な点などございましたら、会議のチャットに記載いただくか、または御発言いただければと存じます。現時点で御不明な点はございませんでしょうか。

よろしければ、野口委員長に進行をお渡しさせていただきます。野口委員長、よろしくお願いいたします。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、早速ではございますが、本日の議事に入らせていただきます。

資料にございますように、議題１は「介護DBの利用に関するガイドラインの改正（公表物の満たすべき基準（公表形式の基準））について」です。

事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（大沢） ありがとうございます。事務局でございます。

それでは、資料１「介護DBの利用に関するガイドラインの改正（公表物の満たすべき基準（公表形式の基準））について」を御覧ください。

１ ページ目になりますけれども、ガイドライン改正の趣旨について御説明いたします。現在、介護DBの利用に関するガイドライン第３版が使用されているところですが、このたび、介護DBについて、申請者の利便性向上の観点から、運用上の対応状況等をガイドライン上に明確化するとともに、介護DBデータを利用した公表物の満たすべき基準（公表形式の基準）について、NDBのガイドラインとの整合性を図る等の所要の見直しを行い、第４版として公表させていただきたいと考えております。

主な改正内容ですけれども、まず運用上の対応状況の反映のための見直しということで、介護DBデータの提供に関する運用上の対応状況を正確に反映させるため、介護DBデータの提供に関する事前相談、新規申出の手続、専門委員会の審査を要する変更申請の手続、研究成果の発表の手順を明確化するとともに、NDBの利用に関するガイドラインの改正を踏まえ、文言の統一などを行っております。

次に、公表物の満たすべき基準の見直しということですが、NDBの利用に関するガイドラインにおいては、公表物の満たすべき基準のうち、成果物における最も狭い地域区分の集計単位として、二次医療圏または市区町村（行政区を含む。）とすることが認められております。そこで、今回介護DBにおいても、公表される研究の成果物における集計単位について、現在「市町村（特別区を含む。）」としているところ、行政区単位での集計を認めることとします。さらに、最も狭い地域区分の集計単位について、老人福祉圏域単位や

二次医療圏単位での集計も認めることといたします。

次の２ページ目になりますけれども、こちらは細かいどの部分を改正したかということの記載内容となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

説明は以上となります。

では、野口先生、お願いします。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明あるいは資料について何か御質問等はございますでしょうか。あるいはコメント等がございましたらよろしくをお願いします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

よろしくをお願いします。どうぞ。

○加藤委員 加藤です。

これはいろいろ細かく説明いただいておりますけれども、基本的にはNDBにそろえることで、連結した解析をする場合なども混乱を防ぐという趣旨でよろしゅうございますでしょうか。

○野口委員長 厚生労働省、いかがでしょうか。

○事務局（大沢） ありがとうございます。

おっしゃるとおりです。ただ、介護DBはそれに加えて老人福祉圏域も追加したというところが、NDBとは少し異なっているところでございます。

○加藤委員 よく分かりました。ありがとうございます。異論はないかと存じます。

○野口委員長 ほかにいかがでしょうか。

二次医療圏、市区町村、これから介護、特に介護と医療の連携の部分でサービス提供体制の圏域を議論する際に非常に重要なデータとなると思いますので、非常によいことかと思えます。

ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。よろしいですか。

（首肯する委員あり）

○野口委員長 それでは、どうもありがとうございました。

次の議事に入らせていただきたいと思います。議題の２は「介護DBオープンデータ（第３回・第４回）の公表について」です。

事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（大沢） 野口先生、ありがとうございます。事務局でございます。

それでは、資料 2「介護DBオープンデータ（第 3 回・第 4 回）の公表について」を御覧ください。

1 ページ目、経緯につきまして、第 3 回介護DBオープンデータとして公表した「2017 年度 1～5 年後の要介護度」について、掲載内容に誤りが判明しましたため、資料の差し替えを行ったということでございます。

誤りの内容ですけれども「有効期間終了（死亡含む）」の集計において、認定有効期間終了日の年度判定に誤りがあり、当該年度分を含めて計算していたということでございます。該当範囲は 1 年後（2018 年度）から 5 年後（2022 年度）の全期間となっております。

対応としましては、差し替え後の集計結果としまして、そちらを令和 8 年 4 月 30 日に正誤表とともに厚生労働省ホームページにて公表済みでございます。URL については資料に記載しているとおりでございます。

2 ページ目、当初は令和 8 年 3 月頃までに第 4 回介護DBオープンデータを公表予定としておりましたが、この誤りに基づきまして作業工程を見直しましたというような影響もございまして、令和 8 年 6 月末頃に第 4 回介護DBオープンデータを公表予定としております。

説明は以上です。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明あるいは資料について何か御質問等がございましたらよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

年度の間違いというのは具体的にいうと何が間違っていたのですか。

○事務局（大沢） 2017 年度をベースとした 1～5 年後の要介護認定情報のうち、認定有効期間終了に係る範囲の条件を 1 年長く設定していたというところございまして、例えば 2019 年度ですと 2020 年の 3 月末なので、本来は 2019 年度で切らないといけないのですけれども、2020 年も含めてしまっていたという単純なプラス 1 年というミスでございまして、申し訳ございませんでした。

○野口委員長 了解いたしました。

皆様から何か御意見、御質問はございますでしょうか。

どうもありがとうございます。

特にないようでしたら、本日の公開議事はこれで終了にさせていただきたいと思っております。

個別審査に移る前に、事務局から必要なアナウンスをよろしく願いいたします。

○事務局（大沢） ありがとうございます。事務局でございます。

それでは、ここからは申出者の具体的な申請内容に基づき審査を行うことから、非公開とさせていただきます。YouTube上でのライブ配信はここまでとさせていただきます。

本会議のアーカイブ配信は行いませんので、議事内容につきましては、後日公表される議事録を御確認ください。

本日は御視聴いただき、ありがとうございました。

それでは、ライブ配信を終了させていただきます。

（これ以降は非公開）

○事務局（大沢） 今日御指摘いただいた部分は適切に手続を進めていきますので、本日は御参加いただき、誠にありがとうございました。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

（了）